

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)

改 正 案	現 行
<p>(公害等の防止) 第十九条 (略)</p> <p>2 11 (略)</p> <p>12 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による貯油施設等が一般用電気工作物である場合には、当該貯油施設等を設置する場所において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止)</p> <p>第五十九条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であつて、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p> <p>2 燃料電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、運転状態を表示する装置を施設しなければならない。</p>	<p>(公害等の防止) 第十九条 (略)</p> <p>2 11 (略)</p> <p>(電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止)</p> <p>第五十九条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であつて、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p>